



東京電力福島第一原子力発電所の事故 により避難していた住民の帰還者世帯全戸 訪問事業及び高齢者世帯への 住宅用火災警報器取付支援事業



福島県 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事例類型 IV 他団体との連携、Ⅷ その他

取組期間 平成31年（令和元年）から令和2年3月

背景

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、当消防本部管内の全住民が県内外の応急仮設住宅や借り上げ住宅等(以下、仮設住宅等という)へ避難したことから、仮設住宅等への防火指導を中心として火災予防広報を行ってきた。除染等による放射線量低減や、管内の復旧・復興が進み、徐々に管内へ住民が帰還。そのような中で、平成30年に出された住警器設置率・条例適合率の統計で福島県は全国ワースト5位となり、この結果を受けて福島県の消防本部が一丸となって住警器設置率を向上させるとともに一般住宅での死者をなくすため取り組むこととなった。そうした中で、当消防本部では仮設住宅等への防火指導と並行して、「帰還者世帯全戸訪問事業」及び「高齢者世帯への住警器取付支援事業」を実施した。住民に住宅用火災警報器(以下、住警器という)の設置を促すも、「震災後のリフォームで住警器が外されていた」「付けなくても大丈夫だ」「天井が高いから付けられない」といった言葉を耳にした。

内容

「帰還者世帯全戸訪問事業」とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた住民の方々のうち、地元に戻る(帰還)ことができるようになった方を対象とした訪問事業である。帰還者世帯の情報提供を各町村役場に依頼し、その情報をもとに住警器の設置状況調査、住警器の設置促進と維持管理の徹底を図ることを目的として全帰還者世帯へ戸別訪問を実施。全戸訪問を実施することにより正確な住警器設置率が把握できること、住警器未設置世帯には住警器の有効性と必要性を直接訴えられること、そして、住警器設置世帯には維持管理の重要性を住民一人一人に訴えられることが可能となった。

また、マンパワーが必要なことから、各町村の消防団、婦人消防隊の協力を得て合同で活動。帰還者世帯全戸訪問が難しい町村では回覧板での調査を実施した。

「高齢者世帯への住宅用火災警報器取付支援事業」とは、各町村の社会福祉協議会の協力を得て合同で75歳以上の高齢者世帯へ戸別訪問し、その際に住警器未設置世帯及び電池切れ等の不鳴動世帯に対して住警器を配布し、さらに取付支援をするも



のである。配布した住警器は双葉地方防火3団体(危険物安全協会、消防設備協会、防火管理者協議会)から、住宅防火対策推進を目的として、令和元年度は140個、令和2年度は106個の住警器の提供を受けた(令和2年はコロナ禍により未配布)。



まだ設置をしていない場合

設置場所

- ・寝室
 - ・寝室のある階の階段
- ※煙式タイプのもを設置して下さい

設置が望ましい場所

- ・台所

※熱式タイプのもを設置して下さい

住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで購入できます。また、設置については配線工事等は不要で、ネジ止めで設置が可能です。

すでに設置をしている場合

定期的に点検をしましょう。ボタンを押す、または紐を引いて**音声**が鳴れば**正常**です。

音声が鳴らない場合は、**電池切れ**もしくは**機器の故障**です。また、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、**取り替えの目安は、10年**となっています。



警報器が鳴った場合

火災の時・・・**大きな声**で知らせ、**避難**し、**119番通報**

火災ではない時・・・**警報停止ボタン**を押すか**紐**を引く

成果

帰還者世帯全戸訪問と高齢者世帯訪問(平成31年(令和元年)と令和2年の合算)の事業を合わせると延べ3,937世帯(広野町1,146世帯、楢葉町547世帯、富岡町348世帯、川内村1,103世帯、大熊町81世帯、浪江町523世帯、葛尾村189世帯)を訪問し、高齢者世帯への住警器の配付数は116個、そのうち取付支援数は108個となっている。住警器未設置世帯への住警器設置促進と75歳以上の高齢者世帯への住警器取付支援事業の結果、事業開始前である平成30年の管内の住警器設置率は79%であったが、令和2年には88%に上昇し、住宅防火対策の推進が図られている。

訪問事業を通して、住警器設置世帯は未設置世帯と比較し火災による逃げ遅れの発生率が約2分の1になること、当地域が現在も管内居住人口が少なく火災の早期発見が困難なこと、消防団の活動も限定的な状況であることなど、住警器の必要性を直接訴えかけることにより、住民の防火意識が高まり、住警器の設置増加につながった。

また、住警器の設置場所が条例不適合の住宅や住警器の作動確認が未実施である世帯も多く、設置場所の変更や作動確認を実施するよう指導をすると、「初めて聞いた。」「わからなかった。」といった言葉も多く耳にし、当消防本部のホームページや各町村の広報誌での掲載、リーフレット配布等広報活動は行ってきたものの、住民へ直接訴えかけることの有効性を改めて実感する事業となった。また、リフォームの際に工事業者により住警器が撤去されてしまった住宅も少なくなく、リフォーム業者への働きかけも実施している。

特記事項

令和2年の高齢者世帯への住警器取付支援事業は新型コロナウイルス流行のため感染防止を考慮し、広報紙や防災無線を使用し広報活動をしている。

また、現在は住警器の取付支援を75歳以上の世帯を対象としているが、当該世代の住警器設置率が100%になった後、70歳以上の世帯や未就学児を持つ世帯など、災害時要援護者を持つ世帯に住警器取付支援の幅を広げ、早期に管内の住警器設置率及び条例適合率100%を目指し、安心・安全な地域作りに寄与していく決意である。